

(第一類 第七号)

第五回國會 大藏委員會會議錄 第二十九号

(三九五)

昭和二十四年五月十一日(水曜日)

午前十時五十七分開議

出席委員

委員長 川野 芳満君

理事小峯 柳多君 理事島村 一郎君

理事堀田 十一郎君 理事宮崎 晴君

理事田中 綱之進君 理事荒木 萬壽夫君

理事風早 八十二君 理事寺島 隆太郎君

岡野 清豪君 小山 長規君

北澤 直吉君 佐久間 徹君

高間 松吉君 前尾 繁三郎君

三宅 則義君 河田 賢治君

内藤 友明君

出席政府委員

大藏政務次官 中野 武雄君

(銀行局長) 愛知 揆一君

大藏事務官 原田 富一君

專賣局長官 富一君

委員外の出席者

衆議院法制局長 入江 俊郎君

專門員 黒田 久太君

專門員 椎木 文也君

五月十日

乾海苔に対する物品税撤廃の請願

(三宅則義君紹介)(第一四九号)

引揚者及び留守家族に対する租税免

除に関する請願(山手清男君紹介)

(第一四六号)

電気製塩対策に関する請願(根本龍

太郎君紹介)(第一四七号)

「ナトリ」映画機用部分品に対する課

税撤廃等に関する請願(稻村順三君

外二名紹介)(第一四九号)

勤労所得税軽減の請願(田島ひで君

紹介)(第一四九号)

医薬品類に対する取引高税免除の請願(宮原幸三郎君紹介)(第一五一

号)

未亡人の所得税軽減に関する請願

(川野芳満君外四名紹介)(第一五

一五号)

東洋合成株式会社に融資の請願(渡

邊良夫君外三名紹介)(第一五三

号)

医薬品類に対する取引高税免除の請願(前田正男君紹介)(第一五六号)

開業医の社会保険医療収入に対する

所得税免除等の請願(竹村泰良一君

外四名紹介)(第一五六号)

農民課税の適正化に関する請願(三

宅正一君紹介)(第一五六号)

土地家屋調査士の免許制に関する請願(降旗徳次郎君紹介)(第一五七号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

取引高税廃止に関する陳情書(滋賀

縣商工組合中央会)(第三七二号)

農林復興融資に関する陳情書(大阪

府知事赤間文三)(第三七三号)

引揚者に対する特別融資再開の陳情

書(大阪府知事赤間文三)(第三七七

号)

學術研究機関への寄附に対する課税

免除の陳情書(日本學術會議會長倉

山直入)(第三九一号)

中小企業金融政策要綱により復金の

代理貸付拡大等に関する陳情書(福

岡縣議會經濟常任委員長野田實造)

(第四〇一号)

映画、演劇入場税軽減の陳情書(新

潟縣新発田市議會議長杉山要平)(第

四〇七号)

ガソリン税創設に関する陳情書(鳥

取縣町村會會長林原正二外二名)(第四

〇八号)

超過供米に対する課税免除等の陳

情書外六件(富山縣中新川郡三郷村

大字入部町常川忠一外二百十名)(第

四二二号)

超過供米に対する課税免除等の陳情

書(富山縣新庄農務調整委員長倉

宮田裕)(第四三二号)

同外一件(富山縣婦員郡倉垣村農務

調整委員長村上敏外二百四十名)

(第四四三号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

衆議院法制局長入江俊郎君より参考

意見聴取

復興金融庫に対する政府出資等に

関する法律案(内閣提出第一三三三

号)

國家公務員のための國設宿舎に關す

る法律案(内閣提出第一五二二号)

興業債券の発行限度の特例に關する

法律案(内閣提出第一六九号)

日本銀行法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一八五号)

〇川野委員長 會議を開きます。

復興金融庫に対する政府出資等に

関する法律案、興業債券の発行限度の

特例に關する法律案を一括議題として

質疑に入ります。田中綱之進君。

〇田中(綱之進) 今度の復興金融庫に

關連いたしました、本年度の予算編成

の關係から、復金の貸出しにつきまし

て、根本的な方針の轉換が行われたの

でございまして、これは過般のドッジ

方針にも基礎を置くものであり、政府

の方針に對しましては、われわれが、

審議の關係から、復金の新規貸出し

をまるきりやめてしまふことに對する

何らかのこれにかわる対策を、政府に

對してただして參つたのであります

が、その点が、いまだ完全にわれわれの

納得の行くものではございませぬの

で、その点について政府の方針を明ら

かにしていただきたいと思ふのであり

ます。このことは經濟九原則の実施過

程において、いわゆる集中生産の方式

が強行せられる關係から、中小企業に

對しては深刻なる影響を與えるのであ

ります。また今後の經濟再建の基本的

な方向として、貿易の振興といふこと

も當然これに付随して參るのでありま

すが、貿易振興の見地から考えまして

も、また九原則の実施に伴う集中生産

の犠牲として、中小企業の方面におけ

る非常な困難な情勢が看取せられると

ございまして、私はこの際復金の

の方針の大きな轉換に對処するところ

の、これらの方面に對する政府の金融

的な処置をいかに進められるつもりで

あるか。まずこの点を伺いたいと思ふ

のであります。

〇衆議院議員 ただいまの問題は、

私も非常に重大な問題だと考へて

たし得る状況にはございませぬ。ただ

しかし、必ずしも対日援助見返資金の

關係のみでなく、日本側の措置として

も幾らかずつでも、いわゆる空白を生

ぜしめないような金融措置を講ずる必

要があることはもちろんでございませ

ぬので、その方面につきましては、

と現在考へております。そのことの概

要をこひろういたしたいと思ひます。

昨日も申し上げましたように、まず

第一の問題といたしましては、本日議

題になつております興業債券の発行

限度を拡充いたしまして、同時に興業

銀行の増資を本年度中に行ふことに上

りまして、興業債券の発行限度が二百

億になる。そのうちすでに現在の資本

金で十倍発行したことになるのであり

まして、すでに発行したのもござい

ますし、今後に残つておるものもござ

います。大体百五十億程度はこの

面からいゆる産業設備資金が期待さ

れることになると思ひます。これはも

ちろん復興金融庫の融資のごとき、い

ゆる特殊金融はございませぬから、そ

の性格は違つたものになると思ひます

けれども、ともかく資金量としては一

應これが確保できるものと考へており

ます。

次に勸業銀行において、やはり同様

債券発行の問題があるわけございま

す。これは現在法律上は発行限度が二十

倍になつておるのであります。そうし

て現在発行の余力は約二十億残つてお

残して債券発行も認めるかという問題がまだ解決していませんので、懸案になつておるわけでありますが、現在のこの状況に對処いたしましては、やはり勸業銀行は二十倍まで債券が発行し得るうちに、現在の法制通り行えるようにしたいと思ひます。

これは近々に結論が出るのではなからうかと考えております。その際におきましては、勸業銀行は現在資本金は十億でございますが、でき得るならばこゝ一年くらいの間にさらに増資をも計画する。あわせてこの面からも程度の調進を資金量として確保したいと考えております。それから農林中央金庫、商工中央金庫等につきましても、現在債券の発行余力はいずれも若干残つております。これは金融機関再編成の問題を合せて懸案となつており、かつその発行余力があるにかかわらず、現在實際上発行が停止されておりますが、これを発行し得るようになり一日も早くいたしたいものと考えております。

そういう際におきまして、今度は債券は発行できることになつても、その消化がその次の問題になるわけでありすが、私どもの試案といたしましては、現在預金部を中心とした主要な郵便貯金の増勢等が相当顯著でありまして、預金部としては地方債二百三十億を消化しても、なおかつ私どもの推算では、年度を通じてれば約百八、九十億の余裕が生ずる見込みでございます。従つてその資金を全額金融債の所有に充てるという事は、いささか問題かとも思ひますけれども、相当程度は預金部資金によつて、特に農林中金、商工中金などの債券のある部

分、あるいは興業債券で一般市中の消化が困難な部分を引受けることをも考へ合せることによりまして、こういう特殊金融の穴も補うことは不可能ではなからうかと考えております。

次に運轉資金の問題でございます。御承知のように、現在の融資準則は主として財政資金を確保するという建前で、全金融機関の預貯金の増加分に対する三割ないし三割五分の國債、復金債、地方債を保有しなければならぬことになつておたつたわけでありすが、財政金融の根本的な條件がかわつて参りましたので、そういう意味の融資準則を置き直すことは、意味がなくなつたわけでありすが、そこでこれも相なるべく最近の機会におきまして、これは預金の増加額をとるがよいが、あるいは繰貸出しの残高をとるがよい、かといふところに、技術的な問題が多残つておりますが、そのいずれにいたしましても、たとへば二〇%とか二五%とかは、公團関係の認束手形、貿易手形、スタンブ手形、農業者手形のごとき一連のものの流通を円滑にする信用制度を拡充するという趣旨をも合せまして、それらの資金として常に留保するようにする。そしてたとへばこれを二〇%ときめました場合に、現在地方銀行等そのパーセンテージまで行つておりませんものは、毎月の状況を見まして、逐次そのパーセンテージを上げて行くといふことによりまして、従来の財政資金に留保いたしておたつた資金の量は、流通過程における資金の十全なる供給をするといふ建前から、それにかわる方法を考えたいと思つております。実は私どももいたしましては、四月一日からでも実施し

たしたらと思つたのでありますが、これは内外にいろいろな見方、技術的な難点、その他がござりましたために、延び／＼になつておりますが、ごく近い機会に成案を得たにちに行つて、ことにいたしたいと考えております。なおその上に日本銀行政策委員会が近く発足するでありまして、なおそこそ十分になりうべき事項について検討していただいて、新しく所要の修正を加えていただくようにいたしたいと考えております。

次に見返り資金の関係でございますが、これは従前、本委員会御審議いただいております當時と、私の知つてゐる限りにおきまして、今日まで全然新しい発展がないようでございます。これは私どももそれに対しては非常に焦慮しておるやうな状況であります。が、かりにある程度具体的に見返るようになりますれば、それを見返りにする暫定的融資というやうなことを考へ得ることは、当然のことと思つておりますので、若干でもその具体的な見込みがつくことが、一日も早いことを期待しておるやうなわけであり

そうした資金量が確保せられるといひまして、それらのものが実際に貸し出されると申しますか、使われて行く方法であります。在来のような興業あるいは勸業、農林中金等の貸出しの方式に基いてやられるのか。この点復金の機能というものがまるきりかわつて参り、機能が停止される關係から、重大な問題であると思つております。一應政府が予定しております資金量を確保いたしましたとして、それがどういふ形で貸し出されるかといふことについて、これは根本的に考えなければならぬ問題だと思つております。その点について何か具体的な構想をお持ちかどうか、伺いたいと思ひます。

○愛知府委員 この点は先ほど申しましたごとく、現在のところ明確にお答えをするだけの状況になつておりません。ただ復金融資が事実上停止と同様の状態となりまして以降、各大産業はもろ／＼でございます。中小金融、農業者金融等につきましても、その窮乏の最もはなはだしものについて、たとへば日本銀行の融資輪廊部等がその間に介在いたしまして、会社の状況と同時に、一方におきましては興業銀行その他の市中銀行の間に入りまして、あつせんにこれ努めておるといふやうな状況でございますし、同時にわれ／＼政府側におきましても、非常に困るやうなものにつきましては、各方面の應援を求めまして、少しづつでも問題のほぐれるように努力いたしております。それから今後さらに興業なり勸業なりが資金量として確保されておるその融資について、従来通りやるかどうかといふお話でございますが、これは一口に申しますれば、やはり従来通りといふのが適切かと思つております。と申しますのは、少くとも現在の機構の上で、そして九原則の線から行けば、やはり金融機関の自主性といふことが非常に強調されておる。それは理論的には預貯金者の保護といふことでもありましようが、同時に現在の機構においては、復金その他得ない。一方においては、復金その他の特殊金融といふものが全然否定されておりますし、それから財政上の余裕もない、こういうことではありますので、今のところは、そういう行き方をとらざるを得ないのではなからうかと考えておるのであります。ただその場合に、今度できます日本銀行の政策委員会が、どれだけ事実上の指導勸奨といふことがそこへ働き得るかといふところに、今後の問題があるかと思つております。それで制度として、たとえば従来の融資準則を信用統制法に切りかえるといふことももちろんござい

○田中委員 これらの長期資金並びに運轉資金につきまして、資金量の面で若干のものを確保するやうな目標をお立てになつておるやうでございますが、はたしてそれらの資金が調達できらるか。すなわち興業債券、農林中金あるいは勸業の債券等の償還についても、まだ確たる見通しを持つておらないところに、私の質問申し上げる理由があるのであります。その点につきましては、後ほど触れたいと思ひますが、一應予定しております

○川野委員 ちよつとお語りいたしました。ただいま本委員会に付託されております議案に關して、衆議院法制局長より発言を求めていますので、これを許可するに御異議ございませぬか。

○川野委員 御異議がないようです

から、法制局長の發言を許可いたします。法制局長官江俊郎君。

○入江法制局長 ただいまこの委員会に付託になっております國家公務員共済組合法、それからたばこの他の專賣法、その他一、二の法律案につきまして、最近關係方面から私を通じてまして一つの修正の参考意見を示されたのであります。これはあくまで参考意見でありまして、その採否は國會側の自主的な判断によるのであります。特にそのことを國會側に私を通じてお伝えをしておこうという希望もありませんので、この際一應申し上げておきたいと存じます。

最初の國家公務員共済組合法であります。これにつきましては、今回提出になつております部分は、さしたる拾ておきたい諸点の改正として案がでさう上つておるのであります。これについて今回の改正の部分と關係なく、組合法全般について根本的に考え直してどうかというの、一つの参考意見として示されたのであります。

それは一つは、國家公務員法と本法との關係がどうもはつきりしないので、本法は國家公務員法で保健、厚生等の制度が完備するまでの暫定的な法律であるということをはつきりにしてはどうか。

それから第二は、共済組合自体の性格から見ても、これを國家行政機關の一種であるというふうにしてしまつて、その専任職員等は、國の一般職の公務員にしてはどうか。また従つてこの會計は特別の資金として積み立てて、これを管理してはどうか。さらにこの主管大臣は現在大藏大臣になつておりますが、この組合の目的にかんがみて、

これを厚生大臣ということにするのがいいのではないかと。ただ財務の關係においては、その限度で大藏大臣がこれに關與するということにしてはどうか。さらにまた共済組合には共済組合審議會がありましかつても、この審議會においても、本人が出ていろいろなことを言い得るけれども、さらに本人以外の弁護士であるとか、あるいはまた証人であるとかを本人の希望によつて出頭せしめて、十分その利益を伸張するような手段を講じてはどうか。これら数点につきまして参考意見として考へてみたかどうか、という話合いがありました。

これらは私は立法的あるいは法制的立場から見れば、十分可能と思ひます。しかしながらこれは根本的の改正でありますので、その点の内容の問題については、十分當委員會で御審議を願うほかはないかと思ひるのであります。

それからついでに、たばこ專賣法、鹽專賣法、いよ、腦專賣法につきまして、参考意見の呈示がありましたので、あわせて申し上げておきたいと思ひます。この三專賣法を通じて、

多くの点において行政官廳の權限に委任をする部分が多過ぎる。それで關係者の權利義務に關係のある事項を、法律でもう少しよく明定すべきではないか。單に公法であるとか主管大臣であるとかの判断で、物がきまつて行くような建前は、十分考へなければならぬという点か。

それから第二点は、この法律におきまして、刑法の規定の適用を排除してあります。そのためにきわめて子供でありますけれども、この罪に形式的に當るといふと、処罰されるとか、いろいろ刑法の原則を排除しておる点がある。で、英米法的な考へから申しますと、よほど問題である、十分考へ直す必要があるのではなからうかという点であります。

それから第三点は、ややこまかい点であります。しよ、腦等につきまして、一年間の製造高を公社等できめる。あるいは行政官廳できめる。その数を越えて製造すると処罰される。そういうふうな処罰を伴うような数値の決定方法については、できるだけ法律で何らかの標準をきめるべきである。こういうふうな意見の提示があつたのであります。條文等について一々こまかいこともありますが、これは必要に應じて専門員の方々等にも申し上げますが、大体專賣法については、以上のような点が大きな問題として示されておるのであります。

それからもう一つ、外國保險事業者に關する法律というのがやはり御審議中と存じますが、これにつきましては、外國の保險事業者と日本人との間にどうも差別待遇をしておるのではないかと。そうであるとする、これは非常ににおもしろくないから研究をするようにしてはどうかということでありました。私があとでこれを検討してみます。なるほど若干の違ひはありますが、けれども、しかしそれは日本の会社と外國の会社との違ひから来るのであつて、いわゆる差別待遇ということにはならないのではないかと思ひるのでありますけれども、そういう参考意見の提示もありましたから、あわせて申し上げます。

それからもう一つ、保險組合に關する法律というのがやはり問題になつております。これは中小企業等協同組合法の協同組合であつて、保險を目的とする組合でありますから、中小企業等協同組合法の適用を受ける組合です。ところが中小企業等協同組合法は、たゞいま商工委員会の方で御審議中でありますが、これにつきましては一つの修正の参考意見を提示されております。そこでも、もしそちらが直るならば、保險組合に關する部分もそれに應じてやはり直す必要が起るのではなからうかと思ひます。これについては、これについてもあわせて考へてみたかどうかというふうな参考意見の提示がありました。

以上申し上げた点であります。要するに私はただ法律的立場からのみ申し上げるのであつて、政策面等につきましては十分委員會におきまして御決定願ひたいと思ひので、御参考として以上のことだけを申し上げておきます。

○川野委員長 法制局長に對し何か御質問はございせんか。なければこの問題については、あとで理事會に御相談申し上げたいと存じます。

○川野委員長 それでは前にもどりまして、田中總之進君。

○田中(總)委員 先ほど資金の調達の問題で、貿易手形、あるいは認証手形、貿易手形等があげられておりますが、貿易手形による貸付の状況を調べてみますと、わかりますように、貿易手形を利用するものは、われ／＼の見解をもちつれば、比較的大資本に限られておるようになつておるのではありませんか。貸出しの口数その他を檢討すれば、よくわかることではあります。そういう關係からやばりこうした貿易手形等の利

用ができないところの零細なる企業者の金融問題が――予算が通過いたしました。實施過程に入つておりますけれども、ここ数箇月を出でずして、そういう問題が深刻な經濟的な混亂となつて現われて来るのではないかと。このことを憂慮する建前から、特に在來の方法によつてやるんだというたゞいまの局長の説明でございするが、この点はきわめて迅速に具體案を策定し、われ／＼にも御提示を願ひたい、かように思ひのであります。

次に今度の復金に對します六百二十四億數千萬円の交付公債による出資の問題でございするが、この交付公債をいかにして消化するかという問題も、きわめて重大な問題だと思ひます。ありますが、これは當然見返資金特別會計と見合ひになつておる問題だと思ひます。先ほどの銀行局長の御説明では、これは一應見返資金特別會計の關係において予定はされておるのであります。が、まだ予定以上に進展をしておらないというふうな意味の御發言があつたのであります。この點に對する見通しを伺ひたいと思ひます。

○愛知政府委員 まず第一の貿易手形の問題でございしますが、これは田中さんの御指摘の通りの状況でございまして、實は從來貿易手形の扱いに習熟しておりましたのは、具体的に申しますれば、東京銀行その他の大銀行でございします。それから從來そういうところに取引關係を持つておりましたものは、やはり主として大業者でございします。で、特に中小の貿易業者、終戦後に貿易に志しあるいは地方的に一生懸命努力しておられる向きについての資金繰

りが、十分円滑でなかつたという点につきまして、先ほど申しましたように、正確な数字はたゞいま持つておりませんが、現在貿易手形に対する市中銀行の融資の残高は大体百数十億圓と記憶しております。ところが現在の貿易手形が予定通り順調に行くといたしますならば、本年度の資金を確保すべきものが約五百億圓程度になるわけでございます。その資金の量を何とかして確保したいと思つたので、先ほど申しましたように、従来財政資金等に留保せられておつたような考え方を、主として貿易手形その他の配給手形、農林手形等に留保するという考え方、しかも地方銀行がまだ貿易手形には習熟していないのでありますから、場合によればそのパーセンテージに相当する金額で、實際にだちに貿易手形に融資ができないというものがあれば、それに相当する金額を、たとえば日本銀行へ預け金とするというようにも考えまして、地方銀行と大銀行との間で協調して、日本銀行があつての仲立ちをとりまして、總額にこれがこなせるように考えたい。こういうことで、実は私どもの案は予算の編成と同時にできておつたわけでありまして、先ほど申しましたように、今まだ結論が出ておりませんが、きわめて近い機会に、この点については成案を得てお示しすることができると思ひます。

（委員長退席、塚田委員長代理着席）

その次の復金債の償還の問題でございますが、すでに予算の説明書にも出ておつたと思うのでございますが、これはやはりたゞいま田中さんのお話

の通り、私もといつたしましては見返り資金が、これによつて出します交付公債の全額を償還してくれるというところを前提に考へてゐるわけでございます。すでに予算のときに御審議願つたと思ひますが、御記憶を新たにしたいでございます。意味で簡単に申し上げますならば、現在復金債の発行高は千九百四十億圓でございます。そのうち二十四年度の予算におきまして、政府が現金で出資いたしまする金額は三百億圓でございます。それから、本法案によりまして交付公債によりまして六百二十億圓が政府出資となるわけでございますが、そのほかに先般國會を通過いたしました石炭鉄鋼等の損失補償のためにする交付公債がございまして、そのうちの百四十一億は復金が交付を受けまして、そしてそれを復金債の償還に充てるわけでございます。でありますから、すでに御承認を得ております現金の分と、それから交付公債の新勘定赤字に対する補償の分と、まずこれが債券の償還に充てられます。大体私どもの計算上の見込みでは、本年の十月初旬に、本法案によりまして交付公債による出資によつて出ますところの交付公債を見返資金特別勘定で買い上げてもらへば、それで復金債の始末が全部片づくというふうな順序になるわけでございます。従つて先ほど申しましたように、これはそのときまでに見返資金特別勘定の使途が明確になつて、そうしてかかれ、関係方面からも内示がございまして、償還がそのときまでに期待できるものと考えておるわけでございます。

○田中（總）委員 たゞいま御説明にあるように、三百億、これは予算です。すでに計上されておるものでございしますが、こうした國民から徴収した税金によつてまかなわれるという形で、復金債が償還されるというふうなことは、私はほんとうの金融的な効果というものがきわめて疑わしくなると思つたのであります。当然同時に今議題になつております復興債の発行限度の引上げの関係におきまして、あるいは先ほど銀行局長が説明された勸銀債券、あるいは農林中金、商工中金等の債券の未発行額の消化というふうな点につきましても、私はこれこそ見返資金特別会計によつて調達するべき筋合いのものではないか。

（塚田委員長代理退席、委員長着席）

予算に盛り込んでおるような三百億というものを、國民から徴収したところの税金によつて行ふというふうなことは、むしろ私は金融本来的趣旨に背反するもので、かような見解を持つておるのであります。ことにこの点はまた先般大蔵大臣から、いわゆる鉄道並びに通信の建設公債の三百七十億以外に、見返り資金関係で確定的になつたものはないのだ、こういうことでございしますが、予算の説明書、その他の関係から見まして、この見返り資金の關係が公債の償還、ことにわれわれがその利子のみならず、元本の支拂い停止を主張しております軍事公債をも含めた公債の償還等に振向けられ、それは結局資本の本質から参りまして、そうした方面、ことに銀行の手持の公債等が償却せられるという關係から、自然に金融の面に多少の貢献をして参ると思つたのであります。これは私資

本の本質から来る問題でありまして、こうした見返資金特別会計と、ことに米國の援助による關係のこうした特別会計というものが設置せられてゐる以上、そうしたものが援助資金の本来的性質から見ても、やはり特に經濟再建九原則の急速なる実施過程において、そのいわば犧牲者として出て来るところの中小企業方面、また農村方面、こうした方面に積極的に活用せられなければならないと思つたのであります。これは銀行局長から御答弁を求めるとはあるいはむりかもしれませんが、先ほど述べられました一應政府の方で予定されておる資金量の調達面にあつて、見返資金特別会計の運用との關係において、われわれの期待してゐるような方向に向つて進み得るものであるかどうか。期待が持てるかどうか。そうした点についても、お答え願へれば幸いと思つたのであります。

○愛知政府委員 これは田中さんのおつしやる通り、私からお答へするのは、実は資格がないと思つたのであります。ただ私の承知したておりまして、限りでは、二百七十億の公債について、これは確定的なものであると思ひます。従来いろいろの話し合いから言へば、私は六百二十四億六千七百万圓は、もうほとんど見返り資金として、確定に近い運用の對象ではなからうかと想像いたします。それを前提にいたしまして本法案ができておりますことは、先ほど申しました通りであります。その合計が八百九十四億になるわけでございます。千七百五十億と八百九十四億の差額の約九百億というものが、今後どういう形でどういふ

に配分されるかということが、全然私どもまだ知り得ざる状況にあるわけでございます。たゞいま田中さんの御指摘のような御意見については、たゞいま安定本部を中心にしたしまして、日本側としてはいろいろと案をねつてゐるうちに聞いておるわけでございます。

○田中（總）委員 この復金に対する政府出資の關係で、本年度からは復金に剰余金が出た場合には、國庫に納付しなければならぬことになるのであります。二十四年度における復興金融金庫の貸付、回収その他の關係から、はたして國庫に剰余金が納付せられるような結果になるものかどうか。その点についてこれを復興金融金庫の運用の見通しに關連する問題であります。われわれといつたしましては復金の貸付が從來きわめていろいろの問題を惹起しておるといふ關係は、十分批判しなければならぬと思つたのであります。一面また終戦後の日本の經濟再建のために、復金の償還に参りました役割の非常に大きかつたということも、これは率直に認めなければならぬという観点から、きわめて關心を持つておる問題でございます。ことに剰余金に關連いたしまして復金の今後一年間における運用について、何か伺へれば幸いと思ひます。

○愛知政府委員 昭和二十四年度國庫への納付につきましては、貸付金の利息収入を九十五億圓と見ておるわけでございます。貸付金利息収入九十五億圓の中で、事務費その他いろいろの復金運営のための経費が、九億一千萬圓と計上してゐるわけでありまして、それを差引きました残額八十五億九千萬圓

を、一般會計に納付することに予算が成立いたしております。これは私見でありまして、實際は運営の掌にあたつておる人の見込みでございますと、はつきりしたことは申し上げかねます。私が見ておりますところでは、この程度の納付金は大丈夫であるのではなからうかというふうに考えております。ただ、ただいまお話の通り、現在貸しておりますものの元本の回収、これを徹底的にやるといふことになりますと、それとの関連が生じて参りました、利息の収入等についても現在金融梗塞の折柄でございますから、多少危険の念なきを得ないわけでございますが、まずこの点についてはあらゆる努力を拂わなければならぬと考えております。なおこの予算以上に利息の収入がございました場合は、それも当然予算以上に歳入にあがるわけでございまして、復金自体でそれ以上の利息収入を得ましても、自由に処分することはできないのでございます。これは今のお尋ねとはちよつと向きに参りますけれども、元本の貸出金の回収を七十五億圓と予定いたしておるわけでござい

まして、この分はそのうち二十五億圓は債券の償還に充てられるわけでございまして、この分がもし七十五億圓以上に元本の回収がありました場合には、そのふえただけが新規融資を得る五十億圓にプラスされることに、いわゆる弾力係項で定められておるわけでございまして。しかしながらこの回収がはたして二十四年度にできるかどうかというところにつきましては、実は相当困難ではなからうかというふうに見込んでおるわけであります。

全部消化いたしております。それから今後の見通しをいたしましては、これは話し合ひであくまで行くべきであるか、それとも融資準則的なもので一定の比率を求めて、各金融機関の協力を仰ぐべきかという二つの問題でございますが、とりあえず話し合ひで行くという方が穩当ではなからうかと考えております。

それからこれは私の試案なんでございまして、今後債券の発行高が多くなりまして、援助資金を持つて来れば非常にありがたいのであります。が、それは別といたしまして、先ほどもちよつと申しましたが、興銀債等については三分一くらいまでは預金部が引受けてもいいのではなからうか、また農林中金とか商工中金とかいうような中小の金融面については、さらにその比率をふやして、半額くらいまでは預金部が持つてもいいのではなからうかというふうに考えております。

それからいささかわきに入ります。が、勸業債券等については発行の條件、利まわり等をよくいたしまして、一般大衆への消化というところに重点をおきたいと考えております。

○農林大臣 大蔵大臣がお見えになりました。大蔵大臣の分は留保いたしまして、二、三お伺いしたい。今回出ました復興金融庫に対する政府出資等に関する法律案、並びに興業債券の発行限度の特例に関する法律案は、非常に関係が深いと思うのであります。できるだけ両方の関係を考えて、二、三の質問をしたいと思つて、大復興金融庫の役割が非常に変化いたしました。それに伴つた新しい産

業資金計画については、まだ出ていないように思われるのであります。まずこの点の全体を明らかにしていただきたいと思います。今田中總之進君からの質問に対して、個々の点ではお答えが、あつたと思つて、全体として、ことに長期の産業資金計画について、政府の現在持つておられる計画を話していただきたいと思います。ことに今度興業銀行の社債発行限度を二十倍にするといひましても、そんなことでは復金の償還に足りません。大蔵機に取つてかわるべくもないのであります。他方におきまして見返り資金の中から、かりに政府が期待される通産産業資金の方へまわるといたしまして、これもまた大したものでないものであります。これらについて産業資金計画の全貌を明らかにしていただきたかと思つております。しかしながら私はその前に、一体今まで復金はどういうことをやつて来たか、政府から莫大な出資を仰いでいる銀行でありまして、今までも資本金の千四百五十億圓は言ひまでもなく全額政府出資であります。その後の一切の負担も政府が背負つてゐる。今田中總之進君も言われましたが、これはみな税金から出ている。ついでながら千七百五十億圓の中から出すといひましても、その千七百五十億圓もやはり私本會議その他で説明いたしましたように、補給金であり、結局は税金から出ているのであります。別に外からもつたものではないわけでありまして、こういつた大事な税金から出している出資をもつてきておられます復金といふものが、もしも復金自身が腐つておつたら、いくらこれから金を出すといひましても、ど

うにもならないわけでありまして、今までの復金の役割についてはいろいろ問題がありまして、また非難もすであつたのであります。しかしこの際に復金の役割についてもう一度はつきりしておかなければ、また、もしも興業銀行あたりがそれに一部かわるような役割を持つことになつた場合におきまして、その興業銀行が同じような手で行ふといふことになれば、いくら國民の税金負担によつて出資をいたしましても、結局弊害のみが出て来て、それによつては決して再建はできないと考へるのであります。そういう意味で私は前國會におきまして、これはどちらの委員会からでありましたか、とにかく國會から大蔵省並びに商工省に対して、復金の融資の實際の使途についての監査資料といふものを要求したわけでありまして、それについて今回も先刻政府の方は大いに勉強をせられまして、この復金の大口融資先監査資料といふものをその二、三として出されたのであります。われ／＼はこれに基いて大體監査内容の資料としたのであります。しかしこれを見ますと、この監査資料なるものが、極端に言へばはなはだしくあいまいで、またインテキではなからうかという感を深くしたのであります。この点についてまず政府の御説明をお願いしたいと思つております。具体的に申しますれば、復金庫大口融資先監査資料その二とあります。この大蔵省、石炭部の方でやつたものであります。その第五百四十四ページに、蘇生炭業株式會社に対する監査

資料について、まだ出ていないように思われるのであります。まずこの点の全体を明らかにしていただきたいと思います。今田中總之進君からの質問に対して、個々の点ではお答えが、あつたと思つて、全体として、ことに長期の産業資金計画について、政府の現在持つておられる計画を話していただきたいと思います。ことに今度興業銀行の社債発行限度を二十倍にするといひましても、そんなことでは復金の償還に足りません。大蔵機に取つてかわるべくもないのであります。他方におきまして見返り資金の中から、かりに政府が期待される通産産業資金の方へまわるといたしまして、これもまた大したものでないものであります。これらについて産業資金計画の全貌を明らかにしていただきたかと思つております。しかしながら私はその前に、一体今まで復金はどういうことをやつて来たか、政府から莫大な出資を仰いでいる銀行でありまして、今までも資本金の千四百五十億圓は言ひまでもなく全額政府出資であります。その後の一切の負担も政府が背負つてゐる。今田中總之進君も言われましたが、これはみな税金から出ている。ついでながら千七百五十億圓の中から出すといひましても、その千七百五十億圓もやはり私本會議その他で説明いたしましたように、補給金であり、結局は税金から出ているのであります。別に外からもつたものではないわけでありまして、こういつた大事な税金から出している出資をもつてきておられます復金といふものが、もしも復金自身が腐つておつたら、いくらこれから金を出すといひましても、ど

うにもならないわけでありまして、今までの復金の役割についてはいろいろ問題がありまして、また非難もすであつたのであります。しかしこの際に復金の役割についてもう一度はつきりしておかなければ、また、もしも興業銀行あたりがそれに一部かわるような役割を持つことになつた場合におきまして、その興業銀行が同じような手で行ふといふことになれば、いくら國民の税金負担によつて出資をいたしましても、結局弊害のみが出て来て、それによつては決して再建はできないと考へるのであります。そういう意味で私は前國會におきまして、これはどちらの委員会からでありましたか、とにかく國會から大蔵省並びに商工省に対して、復金の融資の實際の使途についての監査資料といふものを要求したわけでありまして、それについて今回も先刻政府の方は大いに勉強をせられまして、この復金の大口融資先監査資料といふものをその二、三として出されたのであります。われ／＼はこれに基いて大體監査内容の資料としたのであります。しかしこれを見ますと、この監査資料なるものが、極端に言へばはなはだしくあいまいで、またインテキではなからうかという感を深くしたのであります。この点についてまず政府の御説明をお願いしたいと思つております。具体的に申しますれば、復金庫大口融資先監査資料その二とあります。この大蔵省、石炭部の方でやつたものであります。その第五百四十四ページに、蘇生炭業株式會社に対する監査

資料について、まだ出ていないように思われるのであります。まずこの点の全体を明らかにしていただきたいと思います。今田中總之進君からの質問に対して、個々の点ではお答えが、あつたと思つて、全体として、ことに長期の産業資金計画について、政府の現在持つておられる計画を話していただきたいと思います。ことに今度興業銀行の社債発行限度を二十倍にするといひましても、そんなことでは復金の償還に足りません。大蔵機に取つてかわるべくもないのであります。他方におきまして見返り資金の中から、かりに政府が期待される通産産業資金の方へまわるといたしまして、これもまた大したものでないものであります。これらについて産業資金計画の全貌を明らかにしていただきたかと思つております。しかしながら私はその前に、一体今まで復金はどういうことをやつて来たか、政府から莫大な出資を仰いでいる銀行でありまして、今までも資本金の千四百五十億圓は言ひまでもなく全額政府出資であります。その後の一切の負担も政府が背負つてゐる。今田中總之進君も言われましたが、これはみな税金から出ている。ついでながら千七百五十億圓の中から出すといひましても、その千七百五十億圓もやはり私本會議その他で説明いたしましたように、補給金であり、結局は税金から出ているのであります。別に外からもつたものではないわけでありまして、こういつた大事な税金から出している出資をもつてきておられます復金といふものが、もしも復金自身が腐つておつたら、いくらこれから金を出すといひましても、ど

うにもならないわけでありまして、今までの復金の役割についてはいろいろ問題がありまして、また非難もすであつたのであります。しかしこの際に復金の役割についてもう一度はつきりしておかなければ、また、もしも興業銀行あたりがそれに一部かわるような役割を持つことになつた場合におきまして、その興業銀行が同じような手で行ふといふことになれば、いくら國民の税金負担によつて出資をいたしましても、結局弊害のみが出て来て、それによつては決して再建はできないと考へるのであります。そういう意味で私は前國會におきまして、これはどちらの委員会からでありましたか、とにかく國會から大蔵省並びに商工省に対して、復金の融資の實際の使途についての監査資料といふものを要求したわけでありまして、それについて今回も先刻政府の方は大いに勉強をせられまして、この復金の大口融資先監査資料といふものをその二、三として出されたのであります。われ／＼はこれに基いて大體監査内容の資料としたのであります。しかしこれを見ますと、この監査資料なるものが、極端に言へばはなはだしくあいまいで、またインテキではなからうかという感を深くしたのであります。この点についてまず政府の御説明をお願いしたいと思つております。具体的に申しますれば、復金庫大口融資先監査資料その二とあります。この大蔵省、石炭部の方でやつたものであります。その第五百四十四ページに、蘇生炭業株式會社に対する監査

資料というのがあるであります。その内訳を一通で申すことはできませんが、その終りの百五十九ページに、所見をいたしまして、「以上を要するに当社の復金融資入金については、他への流用関係は見受けられず資金は概ね所期の目的通り使用されたものと認められる。」というふうになつておるのであります。この通りであるならば何も問題はないわけでありまして。しかしながらわれ／＼がたまたま手にいたしました、おそらく同じ監査の任に当たられた人の監査であると考へられる資料によりますれば、まったくこの結論とは違つて、非常な乱脈をきわめた融資の使途状況であるということがわかるのであります。こういう点につきまして政府はこの監査資料に對して責任を持たれるのかどうか。またそういうふうな、もつと實際を割つた資料があるならば、それを出していただきたい。その点をまず伺いたい。

○愛知府委員 第一の全体の資金計画の問題でございますが、これは先ほど来るる申し上げておりますように現在の状況におきましては、情勢もかわつておりますし、また資金計画の性格も私はかわらざるを得ないというふうに考へるような時期でございますので、御満足の行くようなものをつくることはちよつと困難ではなからうかと思つてあります。あるいは予想を中心といたしましたアカデミックなものをつくり得ると思ひますけれども、政府の見込みとしてお出しするようなもの、実は自信をもつては出し得ないのではなからうかと思ひわけでありまして。一應の見込みのものはございまして、公式のものとしてお

出しすることのできるものは、たゞま持つておりません。なおこれは安定本部等とも相談いたしましたし、もしお出しできるようなものがありますならば、関係の方からでも御説明するようにはいたしたいと思ひます。

それから復金の監査の問題でございますが、この際ちよつと申し上げておきたいと思ひます。先般も申し上げましたように、実はこの問題は、一億円以上の融資の残高を持つておるところだけでも八十三社もあるわけでございます。併解がましくなるかも知れませんが、たとえば大蔵省銀行局におきまして、復興金融課というものはわずか十人足らずでやつておられるわけでありまして、そのほかにもたくさん

の仕事を持つておりますので、方々の人々の援助を求めて、ことに炭鉱会社につきましては石炭廠が主になつてやつたわけでございます。ただいま御指摘の、もし同じ会社について別の報告が出ておるといたしますと、それは私の不勉強であるかとも思ひますが、見ておりませんので、別にモディファイせずに監査をして参りましたものに對しまして、印刷の都合等もござい

ので、要領をビック・アップしたものをにつくらせまして、それをとりあえず急いで續つて提出いたしましたやうなわけでございます。もしこの会社につきまして一例としておあげになりました別

の見方が、同じ人によつてなされておるようなものがあるというやうなことでございまして、さらに念を入れて調べまして何分の御回答をいたしたいと思ひます。

それから復金の法律のたしか三十一條によりまして、政府は復金の融資先の監査ができることになつておられるわけでございますが、何分これは検査当局の捜査等と違ひまして、帳簿を主としてやりますので、なか／＼これは苦心がいりますので、実は從來においてもいろ／＼問題がありそうだと思うところを調べまして、なか／＼よく調べ得ない。それで別の手で調べました場合に、いわゆる復金法三十一條の監査ではわかり得なかつたやうな事実が出て来るというやうな事例もあつたやうなわけでございますので、ただいまのところ、大急ぎで一億円以上の融資先を総當りに當つた結果、一應の報告として政府としてこれをお出したしたやうなわけでございますので、その辺御了承願ひたいと思ひわけござい

ます。

○農林委員 産業資金計画につきましては、ぜひ安本の最近の作業に基くものにつぎまして、大蔵省の御協力によつてできたものをひとつ御提出願ひたいと考へるのであります。それによりましてまた御質問いたしたいと思ひます。

第二に、復金の融資先の実際の使途状況についての監査の問題であります。が、今若干お答えはありましたけれども、大体この監査資料というものができるといふのは、それ／＼の経営につきまして、これよりもはるかに詳細な監査が一々できておると思ふのであります。私はただ一つだけたゞ／＼麻生飲業の監査資料を手に入れたのでありまして、これは明らかに／＼文章がこれとまつた一致しておるというやうなことから、同じその監査者がやられたものだと考へざるを得ないのであります。そんなことをここで一々証

明する必要はないのでありますけれども、それでこの資料は非常に重要な資料だと思ひますから、私今手元に持つておりませんけれども、こういうふうなものをやはり各委員に当然配付せらるべきではないか。これの方が、はるかに今提出せられた監査資料よりも、内部の分析を十分にやつておる。そこで初めてどうしたならばこの事態が改善できるか、またこれからの融資というものはどういふやうにすべきかという、いろ／＼な結論も出て来はしないかと考へております。そういう点で政府は、ことさらこういつたやうな結論を出して、何もなかつたのだ、全然問題はそこになかつたと認められるというふうなごまかしをされるという

ことは、ただ責任ののれといふ問題だけでなく、これは結局再建にとつて非常に不利であると思ふのであります。が、政府はそういう資料を即刻出してくださる意思をお持ちになりますか。どうか。その点をお聞きしたいと思ひます。

○愛知府委員 これは第一回國會あるいはそれ以前からの問題と思ひますが、私も當局といたしましては、復金の融資について何の隠し立てもしておらないのみならず、むしろ／＼の方からこれを御批判いたした方が、ただいま風早さんがおつしやつたやうな再建のために役立つと私は確信しております。そういう点から御要求のものは、從來でも残りなく出しておるわけでございますが、何分御承知のやうに、一社の関係だけでも厚いものになりますと非常に大部でございますので、便宜上、これは先ほど申しましたやうにビック・アップいたしましたし

て、できるだけ多くの会社の概況をお知らせいたそうというふうな心がけておる次第でございます。実はまだ私自身なども各社についての監査報告は、全部は読み切れない状況でございます。印刷の都合その他もござい

分量は短かくても、結論をいたしまし
てどういふところに一体今まで融資の
問題があるか、また非難を受けるに値
する問題はどういふ点であるかといふ
ことを、率直に出していただきえす
れば、二ページでも三ページでもかま
わない。数ページを費してでもその結
論がどういふふうな状況では、何にも
やらなかつたと同じようになるのであ
ります。問題がないのじやない、必ず
あるのでありまして、その問題がどこ
にあるかといふことを示していただき
たい。この場合におきましては、経理
が全面的に乱脈でありまして、内容に
幾多の不正もあるであります。帳簿
という点から見ましても非常に不備
で、でたらめでありまして、たとえは
未決算勘定というふうなものの整理が
できておられない。それから麻生家とい
うものとこの株式会社とは、こういう
大きな一流の大手筋の炭鉱会社であ
りますし、当然この会計はつきり区別
されておられなければならないにもか
わらず、はなはだその間に乱脈をき
めております。この麻生家に対する仮
拂い金といふものがたまたま多いとい
うだけではなしに、それは仮拂い金の中
に赤字のままで放置されておるといふ
ところがたくさんあるのであります。そ
ういふような点は、こういうことが結
論に出ておれば、これはただちに改め
て行くことができるのであります。傳
票なんかにはいたしましても、炭住ある
いは一般設備等の区分といふものがな
かつたり、補助表といふものには誤記
があり、脱漏があり、錯筆書きがあ
り、残高の記入がないとか、また帳簿
の保管整理といふものが不十分であ
るとか、関係官廳に提出する書類、また

はこの許可書、認可書というよりな
ものの保存といふものが、きわめて不
全であるといふふうな、実に経理上か
らいたしましてもイロハである、でき
ておられないといふことがあるのであ
ります。しかしこれはただルーズでや
つておられないといふ問題だけではない
と思うのです。こういうふうにしてお
いては結局わからないじやないか、わ
からないのだといふことで、その結果起
つて来ております。いふ問題、問題を隠
蔽してしまふといふことになるのであ
ります。それでははじめに経営を立
て直したり、実際の経営の状況は
悪いのであります。立て直して、た
くさん復金から融資を受ければ受ける
ほど悪いのです。そういう実情に矛盾が
ある。いふやうな國家の税金を取上げ
て復金から出資をしたという限りは、
それがほんとうに生産の増強に役に立
つ、設備の増強に役に立つといふこと
でなければならぬと思ふのであります
けれども、それができないといふよう
なことが当然起つて来るのであります
て、しかもそれをまきり何もわから
ないようにならしてしまふ、こうい
うことになつてしまふのであります。
これははなはだ遺憾だと思ふのであ
ります。ことに麻生一家といふものが
由自在に会社の金を使つておるとい
う点は、自然その金が一休どこにどう
いふふうな流れれておるといふ問題に
もつながつて来るのであります。たと
えば二十三年の九月現在で会社の麻生
一家に対する貸金残高は、六百二十三
万五千円に達しております。その利息
といふよりなもので事実拂つておらな
い。規定の利息は一應年四分といふこ
とになつておられて、それも二十年

以降は拂つておられない。こういうふう
なことになるのであります。社
外の貸付といふよりなことにつきまし
ても、それがまづたぐりなるいろ／＼
な商業的な方面の資金に使われてお
るというふうなことがたくさん上つてお
ります。また素灰といふよりなもので
やみに流しておることもあるのであり
まして、こういうふうな会計上の問題
が、結局はいろ／＼不正の問題にも
はつきりこれが通關を持つておると
いふことを考へてみますと、やはりそ
ういふ点については、大蔵當局として
は何ら顧慮する必要はないのでありま
して、もう少し眞剣に検討していただ
きたい。のみならず事実上いふよう
な検討が、すでに責任ある事務官によ
つてなされておるのでありますから、
これを十分に政策の上に取上げ、今愛
知銀行局長が率直に言われましたよう
に、そういう愛知銀行局長の言われる
そのお言葉の態度は、非常に私は敬意
を表するのであります。そういうよう
な意思が事実出しておらないのであ
ります。それでやつておつていただけ
ば問題はなし、われ／＼もその改善
は対して全幅の協力を惜しまないもの
であります。残念ながら事實はまづ
たく所見という形でもつて、一切こう
いふふうな事実を出しておられないの
であります。私はこれはただ単に麻生
一家だけの問題ではないと思ひます。
ほかの経営についても、おそらく資料
がありましようし、それを見れば、そ
れぞれの担当官は相當の分析をやら
んとやつておられると思ふのでありま
して、それによつて初めて問題が解決さ
れて行くべきものであると固く信ずる
ものであります。そういう意味で政府

はこの監査資料に対しては、まず責任
を十分に感じていただきたい。これは
何らかの形でこれに対する訂正増補を
していただきたいわけでありまして、そ
れによつて初めて私どもの質疑もま
もにできるのではないかと。最初から
頂戴した資料がインキであるといふ
ことになれば、これは何を論議したと
ころでむだになりますから、ぜひこの
点はお願ひしたいと思います。
そこで政府は今の資料も出してくだ
さるというのであります。私
先に進みまして、二、三の質問をいた
してみたいと思ひます。今後復金が融
資をする場合におきまして、また興業
銀行が融資をする場合におきまして、
その融資の方法そのものについて、あ
るいはまた融資先の使途状況監査とい
うことについて、どういふ方法をとら
れるか。今までのいろ／＼な経験をも
とにして、今後の融資並びにその根本
的な態度につきまして、さらにその使
途の監査方法につきまして、政府の率
直なる御意見を伺ひたいのでありま
す。
○愛知政府委員 先ほど来お話の通
り、復金の融資先の監査については、
實際はまず私どもの今までの態度とい
つたしましては、御批判はいろ／＼受け
ておりますけれども、何とかして融資
を適正ならしめたい。少くとも擬制融
資といふようなことがかりにも予想さ
れるような所には、昨年の中ごろから
何とかして押えたいといふ態度でやつ
ておつたのであります。それと同時に
に監査が非常に大事になつて、乏しい
人間をかき集めて監査に当らしたわけ
であります。そういうふうな状況でござ
いますので、一億円以上の監査が済

みましたならば、さらに範囲を廣げま
して、そのほかの所にも當つてみたい
と思つておりますが、大体これらの会
社の監査の結果を総合し、直接監査に
當つた人たちの意見をとりまとめます
と、おのずからそこから対策も生れ
て来ることも御指摘の通りだと思ひま
す。今後は新しい融資が原則になく
なりますので、復興金融庫自体の機
構をいたしまして、今度は回收の方
に全力をあげざるを得ない。回收とい
うことと監査といふことは相伴うもの
でございまして、そこに重点を置いて
、復興金融庫自体をいたしまして
も、すでに職制の変更等を行ひまし
て、その方に重点を置くことにしてお
る次第であります。政府といたしまし
ても力のある限り支援し、監督し、指
導して行こうといふふうに考へており
ます。
○宮田委員 風早委員の御質疑が継続
中であります。元來大蔵委員会は第
一國會以來、財政金融委員會の昔か
ら、質疑等は盡くしまして、反対、賛
成にかかわらず、きわめて円満な運営
を保つて来たことが傳統であります。
ただいま拜聴しておりますと、復金制
度に対しましては、風早委員の御質疑は、
大要過去のせんさくでありまして、こ
ういふことも將來のために大いに盡さ
なければならぬと考へることは同感
であります。この会期も差迫つた折
におきまして、過去の監査とかある
いは御意見等につきまして、政府當局と
微に入り細にわたつた質疑を盡すことは
困難であらうと存じます。風早委員の
御質疑や御主張を封殺する意味ではあ
りませんが、他の機会におきまして適
当の機關を設けるなりいたしまして、

この大蔵委員会としては、來年の二月末をもつて消滅すべき復興金融庫法でありまして、復金の最後の結末をつけるために國會の責任においてその跡始末をとる、かような立場におきまして、別の機会に別の方法をもちまして、論議すべき筋合いのものでありまして、たゞいま提案されております法律案自体に直接関連の少い問題ではなからうかと思ひますから、委員長から各委員にお諮りを願ひまして、この際質疑を打ち切りまして、審議を進められんことを切望いたします。

○川野委員長 風早君に御相談いたしますが、たゞいま宮崎君の御要望もございまして、復金の過去の問題等につきましては、後日を改めて検討する、かういふことにいたしたいと思ひますが、風早君いかがですか。

○風早委員 私がどれだけ質問するかどうかということは、宮崎委員は全部御存じないのです。私はすぐ済むつもりで政府にいろいろ御質問して、幸いに愛知銀行局長からは率直な御答弁がありましたので、私は愛知銀行局長の御答弁に対しては十分満足しておるのであります。でありますから、これ以上この機会に問題を廣げるといふようなことは考へておらないのでありますから、あと二、三分でも五分でも質疑を継続させていただきたいのです。そうしますればこの問題は円満に解決すると思ひます。そうでなく、今のうちに途中でとめられてしまひまして——むろん動議は多数で通るでありましようが、そうしますと、これははなはだ妙なことになつて来るのではないかと思ひますので、その点は大蔵委員会の傳統に免ぜられ、ぜひ宮崎委員の御同意をお

願ひしたいと思ひます。

○川野委員長 宮崎君に御相談を申し上げますが、たゞいまの……

○宮崎委員 それは今おつしやる通り、決して言論を抑圧する意味じやないのであります。元來この大蔵委員会の中には、復金制度に関する小委員会を設けて來たのが從來の例であります。それでありまして、たゞいま議論しておるような問題は、當然從來慣例的に設けられておりましたその小委員会において審議すべきことで、そこに移すことが適當だと思ひます。決して風早委員の御質疑をあと二分で打ち切るとか、三分で打ち切るとかいう要望ではなくして、國會の会期とにらみ合せ、この委員会としてとるべき當然の方針だと思つて動議を提出したわけでありまして、この点は私どもの方からかへつて風早委員にお願ひいたしまして、何とぞ御了承願ひつて、小委員会な

り設置いたしまして、大いに國家のために全智全能を傾けて、復金制度の監査なりあるいは今後の清算について御研究くださることはけっこうだと思ひます。それには双手をあげて賛成するものであります。一應本委員会に付託されました各法案の審議の進行状況を見合はせて、私はあえて動議を提出した次第でありますから、どうぞ委員長から風早委員にもこの点よく御了承願ひつて、ぜひとも動議の通り御採決願ひまして、審議を進められんことを重ねてお願ひいたします。

○堀田委員 今宮崎委員から打ち切りの提案があり、風早委員からも少し質問させてくれといふこととあります。が、私自分の感じから申し上げますならば、法案そのものに直接の関連の

ない質疑は——もし御本人がなおやりたいと言ひなら、それまでおとめする意思はないが、ことに二、三分で切つてくだらうと思ひます。たゞ関連いたしていかと思ひます。たゞ関連いたして

おる問題は非常にたくさんあると存じますので、一應問題の所在は風早委員から今摘出されたのでありますから、理事會にお諮り願ひつて、別途に何らか考へることにして、その辺の線とひとつお打ち切り願ひたいといふやないか、かういふように考へます。

○川野委員長 それでは風早委員から二、三分間というお話でございまして、この点を許すことにいたしたいと思ひますが、いかがですか。

○風早委員 宮崎委員御提案の小委員の件は私も大賛成でありまして、ぜひそういう形でこれは徹底的にやつていただきたいと思ひます。この際私は一言皆方々に十分主張しておきたいのは、私が今日出しておりますこの質問は、まづ今日今日の法案に即した、法案そのものの審議上の質問でありまして、それ以外の何ものでもないのではありません。今日は復金の融資に関する問題が出ておるのであります。復金の融資にあたりまして、もしも復金の融資方法が納得ができません場合におきましては、いくらこの法案を通すか通さないかといふことを論議してもしやうがないのであります。でありますから、この点についての政府の所見を伺つておるわけでありまして、これ

次はこの資料につきましても、これ

はこの法案を審議するために政府からわざわざ國會へ出された資料であります。が、この資料の内容について少しでも不備があれば、それについては當然審議上これを問題にして行くといふことは、許されることであると思ひます。であります。その点はひとつ十分に御了承願ひたいと思ひますのであります。宮崎委員から小委員の御提案があらましたから、私はそれに賛成して、もう多くは言いたくないのであります。たゞ一言だけ申し上げさせていただきます。復金の融資にあたりまして、措置を得ないものという昭和二十三年度の決算の會計検査院の報告であります。が、國會自体へ配付せられましたこの資料によつても、非常に復金の融資が放漫であるといふこと、それからある特定の会社に対して融資が非常に多いいになされたといふこと、この二点が強く指摘されておるのであります。その証拠はここに上つておるのであります。今日は時間の関係も十分考慮いたしまして、それらを一々ここに引合ひに出すことは省きますが、そういう点を十分考慮願ひまして、過去のことであるといふながら、結局かういふようなことについてはつきり國會の態度をとつておきませんと、また今後同じようなことがとられるおそれがある。これは復金だけでなく、これから興業銀行がそういう役割を持つて來る、あるいは勧業銀行がそれに補充して同様な役割を持つて來る、あるいはまたそのほかの機関が動き出すといふことになりまして、問題の本質は同じであります。根本はこゝろいつた融資機関は眞に融資の目的に合致するよ

うな融資の方法を決定され、さらにその相手方の被融資者がいかにそれを使

途したかといふことについては、ほんとうの責任のある監督ができるような仕組みを立てることが前提であると考へておりました。そういう点については結局小委員会が國會としての積極的な方法なり意見なりをまとめて、政府に提議するようにいたしたいと思ひます。であります。この点についての質疑を打ち切りたいと思ひます。

興業銀行の債券の発行限度増大につきましましては、いろいろ問題があるものでありますけれども、これらについて質疑をしておりますと、また五六分では済まなくなるのでありますから、これは一應次の機会に譲ります。小委員会の今の提案をひとつ具體的なものにしていただきたいといふことを、最後に

お諮りして私の質疑を終ります。

○川野委員長 復金の問題につきましましては、あとで理事會にお諮りいたしまして、小委員会でも設けて検討することといたしたいと存じます。はかに御質疑はございせんか。——風早委員に御相談申し上げますが、先ほど大臣に對する質問が留保になつておるのであります。大臣はマーカット代將との会見定例日になつておりました。見えになりませんので、大臣に對する質問は後日に譲つていただきます。両法案に對する質疑はこれを打ち切りたいと存じます。

○風早委員 これは大蔵委員会の各委員におきまして同じような感じを持つておられると思ひますが、一体この大蔵委員会には、めつたに大臣が出たことがない。今度の会期中一回かせいぜい二回めつたと思ひます。これくら

い忙しく様々の下力持ちをやつておる

の相手方の被融資者がいかにそれを使

途したかといふことについては、ほん

とうの責任のある監督ができるような

仕組みを立てることが前提であると考

へておりました。そういう点について

は結局小委員会が國會としての積極

的な方法なり意見なりをまとめて、政

府に提議するようにいたしたいと思ひ

ます。であります。この点についての

質疑を打ち切りたいと思ひます。

興業銀行の債券の発行限度増大につ

きましましては、いろいろ問題がある

ものでありますけれども、これらにつ

いては、一應次の機会に譲ります。小

委員会の今の提案をひとつ具體的な

の相手方の被融資者がいかにそれを使

途したかといふことについては、ほん

とうの責任のある監督ができるような

仕組みを立てることが前提であると考

へておりました。そういう点について

は結局小委員会が國會としての積極

的な方法なり意見なりをまとめて、政

府に提議するようにいたしたいと思ひ

ます。であります。この点についての

質疑を打ち切りたいと思ひます。

興業銀行の債券の発行限度増大につ

きましましては、いろいろ問題がある

ものでありますけれども、これらにつ

いては、一應次の機会に譲ります。小

委員会の今の提案をひとつ具體的な

の今の提案をひとつ具體的なものにし

ていただきたいといふことを、最後

にお諮りして私の質疑を終ります。

○川野委員長 復金の問題につきま

しましては、あとで理事會にお諮り

いたしまして、小委員会でも設けて

検討することといたしたいと存じま

す。はかに御質疑はございせんか。

——風早委員に御相談申し上げま

す。先ほど大臣に對する質問が留保

になつておるのであります。大臣は

マーカット代將との会見定例日にな

つておりました。見えになりません

ので、大臣に對する質問は後日に譲

つていただきます。両法案に對する

質疑はこれを打ち切りたいと存じま

す。

○風早委員 これは大蔵委員会の各

委員におきまして同じような感じを

持つておられると思ひますが、一

体この大蔵委員会には、めつたに大

二 參議院議長及び參議院副議長

長を加えたのと同じような意味におきまして、これは提供されるものとして

法を準用すべきであるというような御議論もあつたようでありますが、この

この法律は、審議の経過にかんが
ましても、いらくな欠陥のあるこ

九
條項であります。もちろんこうした意のものは宿舍審議会において行わ

自体は、現在の事情におきましてまことに適切なものであると考えまして、わが民主自由党を代表いたしまして、原案に全面的に賛成の意を表するものであります。

次に、興業債券の発行限度の特例に関する法律案、これはやはり経済安定九原則を忠実に実施いたします関係上、今まで俗な言葉で申せば、道楽者のやつておつた仕事というように、国家及び各種の産業の事情を、均衡のとれたものに持つて行こうという本旨から考えまして、予算といわず各種の法案がこれに歩調を合わせるように組まれた。従いまして復興金融庫の方の融資関係が、もし従来のような形で行われぬとしますと、現在本年度の予算を通じまして、また各種の今日國會を通じました法案をながめますと、一体産業資金というものはどこから出て行くのだ、一体産業資金の供給というものはどういふふうに考えておるのだという疑問が、当然に起るものであるかと思ひます。一部には簡易保険の積立金を、これはたゞいま大蔵省で預かつておられますものを、あるいは郵政省にもおられますものを、これを別途な方面に運用したり、地方債の引受けを預金部においてなしたりする等の金融措置は考えられておりますが、全般的には産業資金というものはどこから出て来るか、こういうことが大きな疑問であります。実は時間が許すならば、この全般的な金融政策につきまして、本委員会といたしまして政府当局に一應の所信をただすべきでありました。その機会を失つておるのでありますけれども、いすれにいたしまして

も、それでは産業資金がどこから出て来るかと言われましますと、興業債券の発行限度を拡張して、ここから生れて来るものが行くのだということが適切な証明にしかありません。あとは一千七百五十億の見返資金特別会計の中から生れまする、将来に期待されたところの運営のみでありまして、むしろかような法案は即刻通して、実施に移しまして、國民が金詰まりに悩んでおりまする事情を、善意に救済すべきものであると確信するものであります。従いまして、本案はむしろ委員会の審議が遅れまして、公布の日の遅れましたことをかえつて遺憾とするものであります。すみやかな実施に多大の期待をかけまして、しかしこれによつて幾分なりとも産業資金の緩和という面にも役立ちますことを、絶大な希望を持ちまして、わが民主自由党を代表いたしまして、原案に賛成の意を表する次第でございます。

○川野委員長 田中總之進君。

○田中(幹)委員 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま上程されておりまする両案に對しまして、反対の意見を申し述べます。

この両法案の審議を通じて、政府が産業資金の調達のために努力せられるということは了とするのでございまして、政府側の明らかにされましたところによりまして、ことに経済九原則の実施過程において、その犠牲者として出て参りますところの中小企業者の問題、また農民、漁業者の問題、こうした面に対する金融的な措置等については、何ら確たる方針が示されておらないのであります。このことは中小企業者にいたしまして、ある

いは農林水産業の方面におきましては、いわゆる國家財政と金融の分離の關係から、予算の面においてこれらの方面に向けられる支出というものが、著しく削減されておる現在の段階において、むしろこうした形において調達せられるところの資金は、重点的にその方面に振り向けられなければならないにいかかわらず、政府のこうした方面に対する方針が明確でないこと自体が物語りまするように、こうした形において調達せられるものが、結局独占資本の擁護に陥るということは明らかであると思ひます。ことに復興金融庫に對する交付公債による出資の面は、ただいま民自党の宮橋委員の討論の中にもありましたように、積極的に産業資金の面に直接的に動くというものでは断じてないものであります。復金債券を持つておる銀行資本に振り向けられる形のもので、積極的に産業資金の面にまわすことは期待できない。そういう観点からわれは、これらの資金が結局において中小企業者、農民、労働者のむしろ犠牲の上に於いて、独占資本を擁護する結果になる、こういう一点から、両法案ともに遺憾ながら反対するものであります。

○川野委員長 荒木萬壽夫君。

○荒木委員 私は民主黨を代表いたしまして、ただいま議題となつておりまする両法案に對して賛成の意見を述べらるものであります。

先ほども御指摘がありました通り、現下の産業資金難は深刻なものでございまして、その情勢に對應いたしまして、きわめてわずかでございながら、興業債券の発行限度の特例に関する法律によりまして、資金を提供され

ますことを認めまして、本法案には賛成するものであります。同時に政府といたしましては、ともすれば千七百五十億の例を見返り資金にすべてをおつかふせておられるようでありまして、けれども、現実にはなかく外國の例を見ましても簡単ではないというのを伺つております。よしんばこれに依存するとしましても、これが効果を有効適切に發揮せられるように、全力を傾注せられんことを希望いたします。

さらに復興金融庫の法律につきましては、これはやむを得ざる処置といたしまして、賛成の意を表するものであります。

○川野委員長 風早八十二君。

○風早委員 私は日本共産黨を代表して、両法案に對して絶対に反対の意見を表明するものであります。

その理由は、まず第一に、政府はこの重大なる両法案の提出に際して、確たる産業資金計画を持ち合されないとあることでありまして、それでは全然これから先の資金問題、特に産業資金問題についての見通しは立たないのがあります。そういう非常なあいまいな状況のもとで、いたずらにこういう法案をつくつても、まったく有害無益であると考えらるものであります。

次に、特に復金につきましては、復金があるはその貸付金を回収いたしまして、これから新しく復金債の発行を行ふやらない。その回収したものの限度内で新しい買付をやるということ規定する意味におきまして、いわゆるインフレーション政策に對する抑止というふうな建前を一應とつておるのであります。しかしながら實際におきましては、この回収された金はどこへ

貸付けられるか。このことを考えてみました場合には、われは一方において今日政府がはつきりとしておりますところの集中生産方式というものとにらみ合せて、これを理解せざるを得ないのであります。そういったと、これらの回収した金はやはり大中小のまじめな産業資本家に行くとは考えられない。ことに中小の資本家にこれが行くということは、おぼつかないものであります。その回収される額がきわめて限定されたものである限りにおきまして、なおさらこれはきわめて特定の巨大な資本家のものにのみ貸付けられるということは、火を見るよりも明らかであると考えるのであります。また回収の面においても、今までの復興金融庫の仕方というふうなことを大体考えてみますと、まだ復金がほとんどに自己清算をしたというふうなことは、その機構の上からいふまでも考えられないのであります。同様の復金の機構をもつてしては、必ずやまたこの回収についてもはなはだえこひいきがあるであろう。巨大な資本家からはるかに回収しないで、かえつて弱小資本家からぐんぐんと回収して行くというやうなことが起らないとは、少しも保証できない。そういう点を考へてみますと、またしてもこの新しい復金に関する法案は、大資本家擁護であると断定せざるを得ないのであります。これが第二の反対理由であります。

興業銀行の社債発行限度の拡張にいたしまして同様であります。やはりこの復金の問題と関連してでなければ、これは理解することはできぬのであります。これらのまた一方におきま

しては、産業資金計画が確と立つておらないということ、また他方におきまして、集中生産方式というものが確立しているというこの両方からいたしまして、結局その資金の新しい融資能力の及ぶところは、巨大な特定資本家の擁護になるという結論が出ざるを得ないのであります。この点についてもまたわれ／＼はこの法案に絶対に反対せざるを得ないのであります。

今日資本家は、いわば國家財政を食い物にして、國家財政の負担というこの点については、直接國民の重税の負担において初めてその経営を成り立たせて行く。それでもまだ／＼赤字だ、赤字だと言いがら、まず／＼國家財政を食い物にして行く。従つてまた税金の負担を増大して行くという実に矛盾した状況にあるのであります。このことは言いかえれば、もはや今日はこういう巨大な資本家というものはみづからこの経済を担当して行く、産業再建を担当して行く能力がないということを示すのであります。かた／＼現在すでに非常に少数の者の手に歴大な産業設備や資金が集中せられているということは、一方から申しますれば、この経営というものに対して無能力であるこれらの巨大な資本家を排除して、これにかつてもつと民主的な、人民的な管理にこれを移して行くということにならざるを得ない。もうそこまで來ていることを、われ／＼はいまさらのごとくに痛感するわけでありませう。そういう意味におきまして、これらのきわめて反動的なる両法案に對しては、共産黨は絶対に反対の意見を表明するものであります。

○川野委員長 討論は終局いたしました

た。これより採決いたします。復興金融庫に對する政府出資等に関する法律案、興業債券の發行限度の特例に関する法律案、右両案に賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○川野委員長 起立多数。よつて両案とも原案の通り可決いたしました。なお報告書の作成その他につきましては、委員長に御一任願います。本日はこれにて散會いたします。午後零時六分散會

〔參照〕

復興金融庫に對する政府出資等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
興業債券の發行限度の特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
國家公務員のための國設宿舍に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕